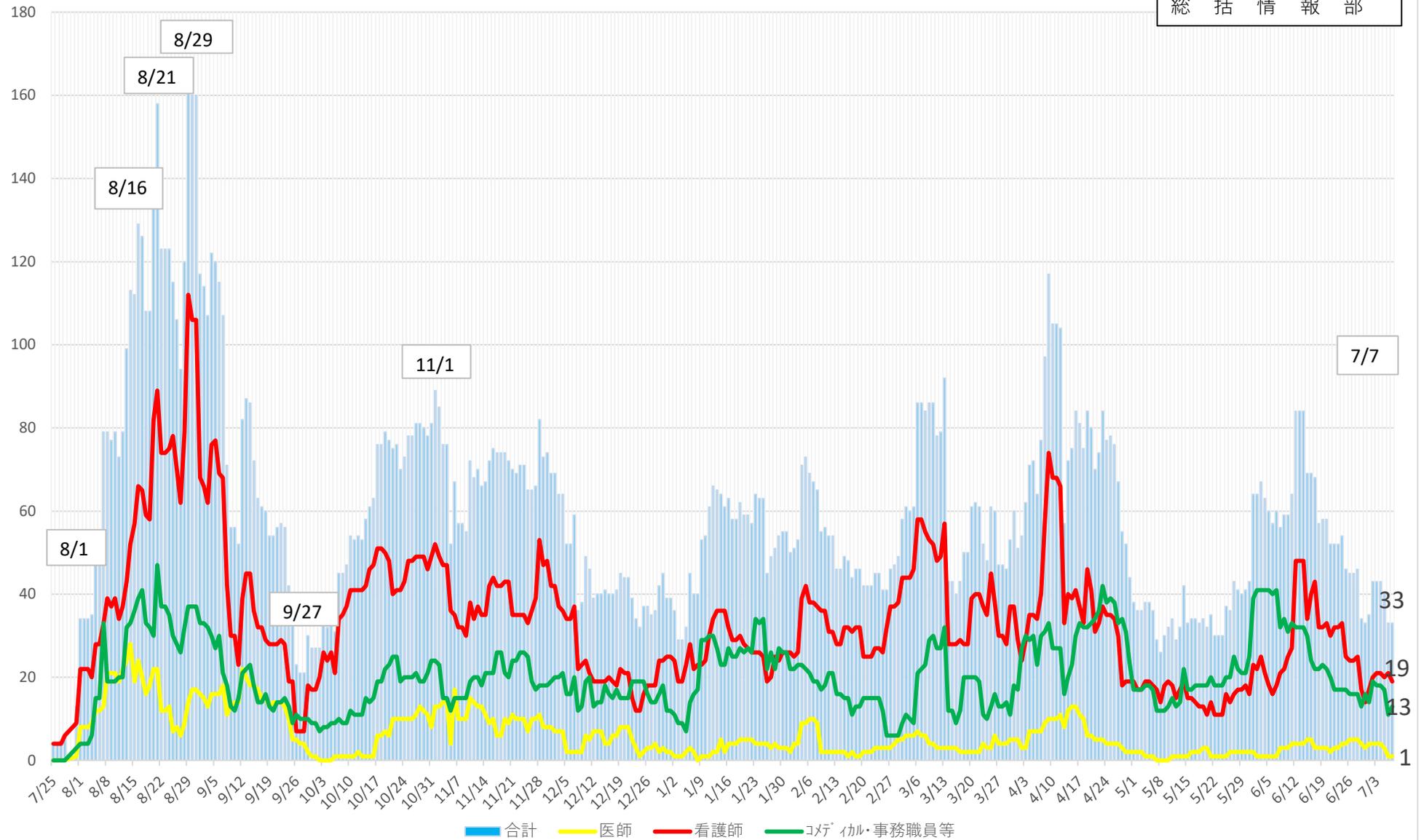


患者受入医療機関の就業制限(休業)状況

令和3年7月7日時点
総括情報部



沖縄県内の人口変動状況について

外出自粛の効果を定量的に分析するため、KDDIの位置情報ビッグデータ分析ツール「KDDI Location Analyzer」を利用し、検証を行った。

調査箇所は、本島・宮古・八重山の3地域で繁華街・商業地域・空港エリアとし、合計18地点(のべ20地点)を設定した。

1. 調査箇所・時間

令和2年3月20日(金・祝)又は21日(土)を基準日と設定し、(1)繁華街エリアに関しては土曜日の22時時点、(2)商業エリアに関しては日曜祝祭日の15時時点、(3)空港に関しては日曜祝祭日1日単位で検証を行った。

(1) 繁華街エリア：22時時点(10地点)

- ①名護市：みどり街周辺、②沖縄市：中の町・ゲート通り周辺、③那覇市：松山周辺
④那覇市：久茂地周辺、⑤那覇市：てんぷす那覇周辺(桜坂・平和通り等)、
⑥那覇市：栄町周辺、⑦浦添市：屋富祖周辺、⑧宜野湾市：普天間周辺
⑨宮古島市：西里通り・下里通り周辺、⑩石垣市：美崎町周辺

(2) 商業エリア：15時時点(7地点)

- ①北谷町：美浜周辺、②北中城村：イオンモール沖縄ライカム、
③浦添市：サンエー浦添西海岸パルコシティ、
④豊見城市：豊崎ショッピングモールあしびな、⑤那覇市：サンエー那覇メインプレイス
⑥那覇市：久茂地周辺、⑦那覇市：てんぷす那覇周辺(桜坂・平和通り等)

(3) 空港エリア：1日単位(3地点)

- ①那覇空港、②宮古空港、③石垣空港

2. 分析結果(令和2年3月20日(金・祝)、又は21日(土)を基準日と設定)

(1) 繁華街エリア：22時時点(10地点平均)

R2.3.21 基準日	4/10 (土)	4/17 (土)	4/24 (土)	5/1 (土)	5/8 (土)	5/15 (土)	5/22 (土)	5/29 (土)	6/5 (土)	6/12 (土)	6/19 (土)	6/26 (土)	7/3 (土)
0	▲41.1	▲54.8	▲55.5	▲50.3	▲53.7	▲55.3	▲57.2	▲60.9	▲59.6	▲60.5	▲59.9	▲58.1	▲56.4

(2) 商業エリア：15時時点(7地点平均)

R2.3.20 基準日	4/11 (日)	4/18 (日)	4/25 (日)	5/2 (日)	5/9 (日)	5/16 (日)	5/23 (日)	5/30 (日)	6/6 (日)	6/13 (日)	6/20 (日)	6/27 (日)	7/4 (日)
0	▲28.8	▲26.4	▲23.7	▲18.9	▲22.0	▲26.8	▲33.7	▲33.5	▲44.8	▲38.9	▲41.8	▲28.1	▲21.4

(3) 空港エリア：1日単位(3地点平均)

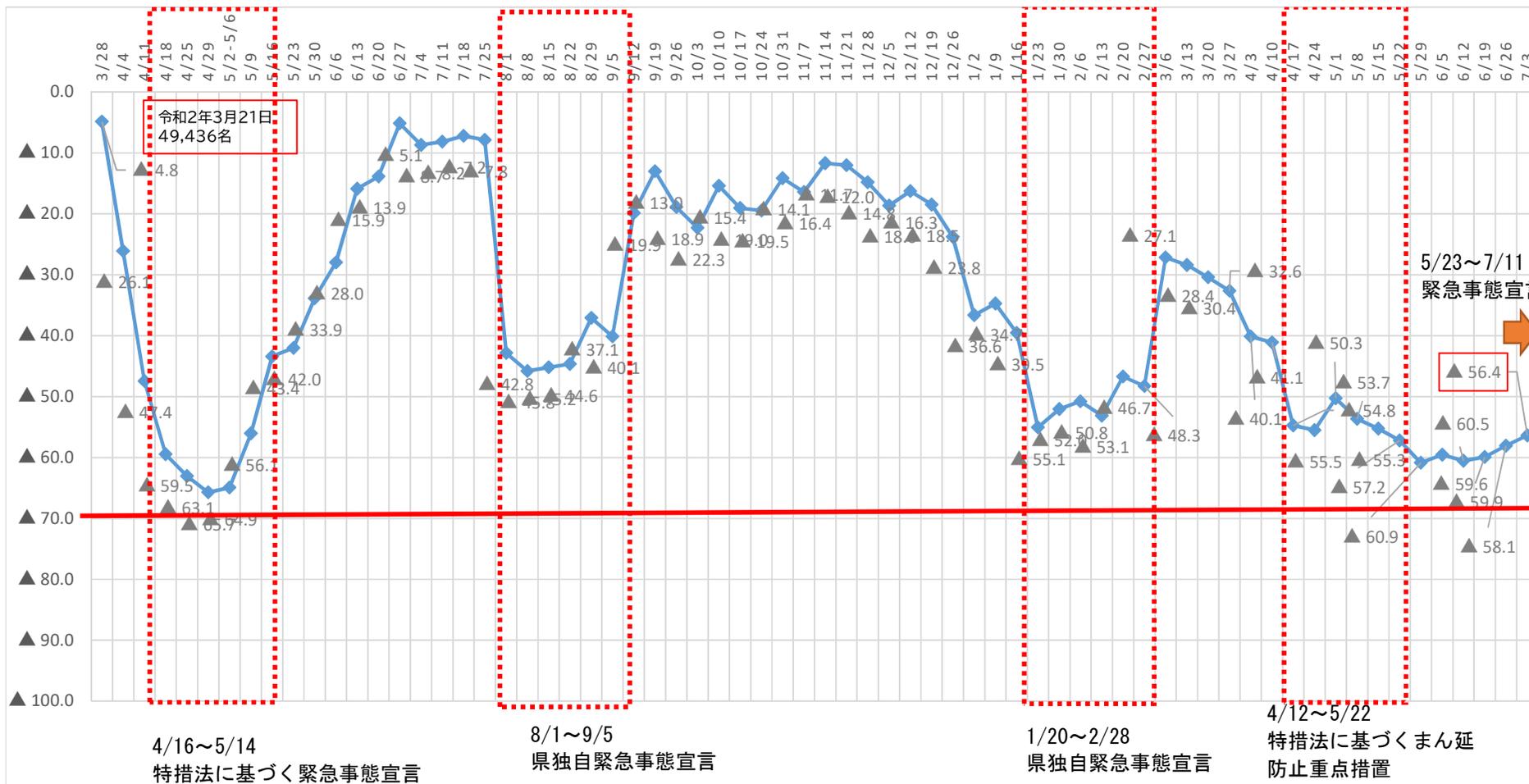
R2.3.20 基準日	4/11 (日)	4/18 (日)	4/24 (日)	5/2 (日)	5/9 (日)	5/16 (日)	5/30 (日)	5/30 (日)	6/6 (日)	6/13 (日)	6/20 (日)	6/27 (日)	7/4 (日)
0	▲39.6	▲40.9	▲46.8	▲44.5	▲43.1	▲57.8	▲57.0	▲63.3	▲68.3	▲62.8	▲64.2	▲44.4	▲41.3

3. 留意事項

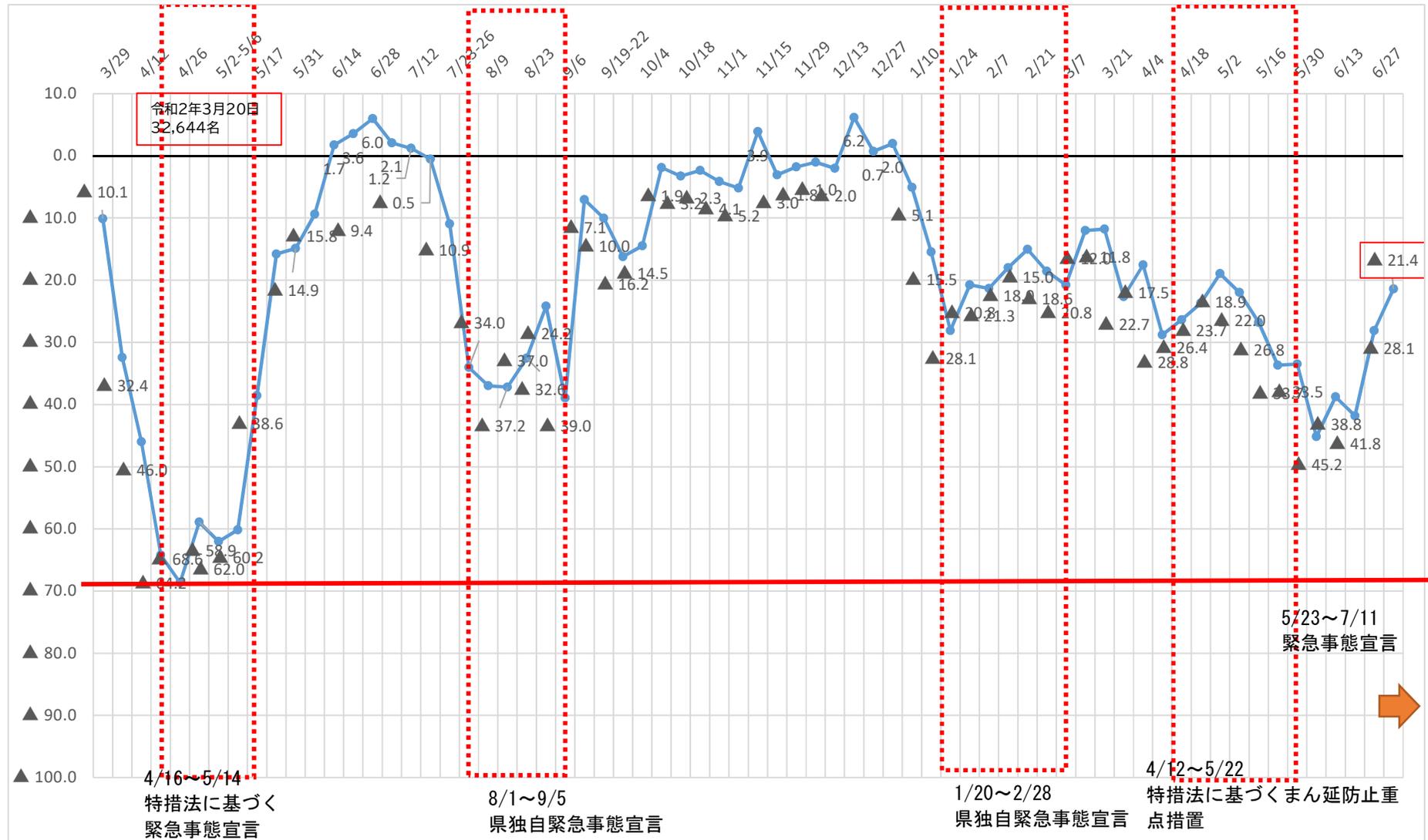
- ① 提供企業：KDDI(KDDI Location Analyzer)のサービスに基づく資料
au スマートフォンユーザーのうち個別同意を受けたユーザーを
対象に、個人を特定できない処理を行って集計
- ② 最新数値：4 日前の数値
- ③ 集計方法：全人口推計値
位置情報の利用に許諾して頂いたユーザー数の他、全人口に対す
るユーザーの割合から、拡大推計した人口数での集計
- ④ 分析方法：滞在人口分析
- ⑤ 滞在時間：15 分以上（15 分・30 分・60 分で設定可能）
- ⑥ 時間設定：エリアで時間等設定（1 時間及び 1 日単位で設定可能）
 - 繁華街エリア：22 時時点
 - 商業エリア：15 時時点
 - 空港エリア：1 日単位
- ⑦ 滞在区分：**全体の数値**（居住者・勤務者・来街者で区分可能）
- ⑧ 調査地点：18 地点（のべ 20 地点）
繁華街：10 地点、商業：7 地点、空港：3 地点
- ⑨ 地域設定：調査地点の中央点を設定し、中央点から半径 100m～500m の範囲
で集計を行っている（最大半径 2 km まで設定可能）

沖縄県内の人口変動状況について

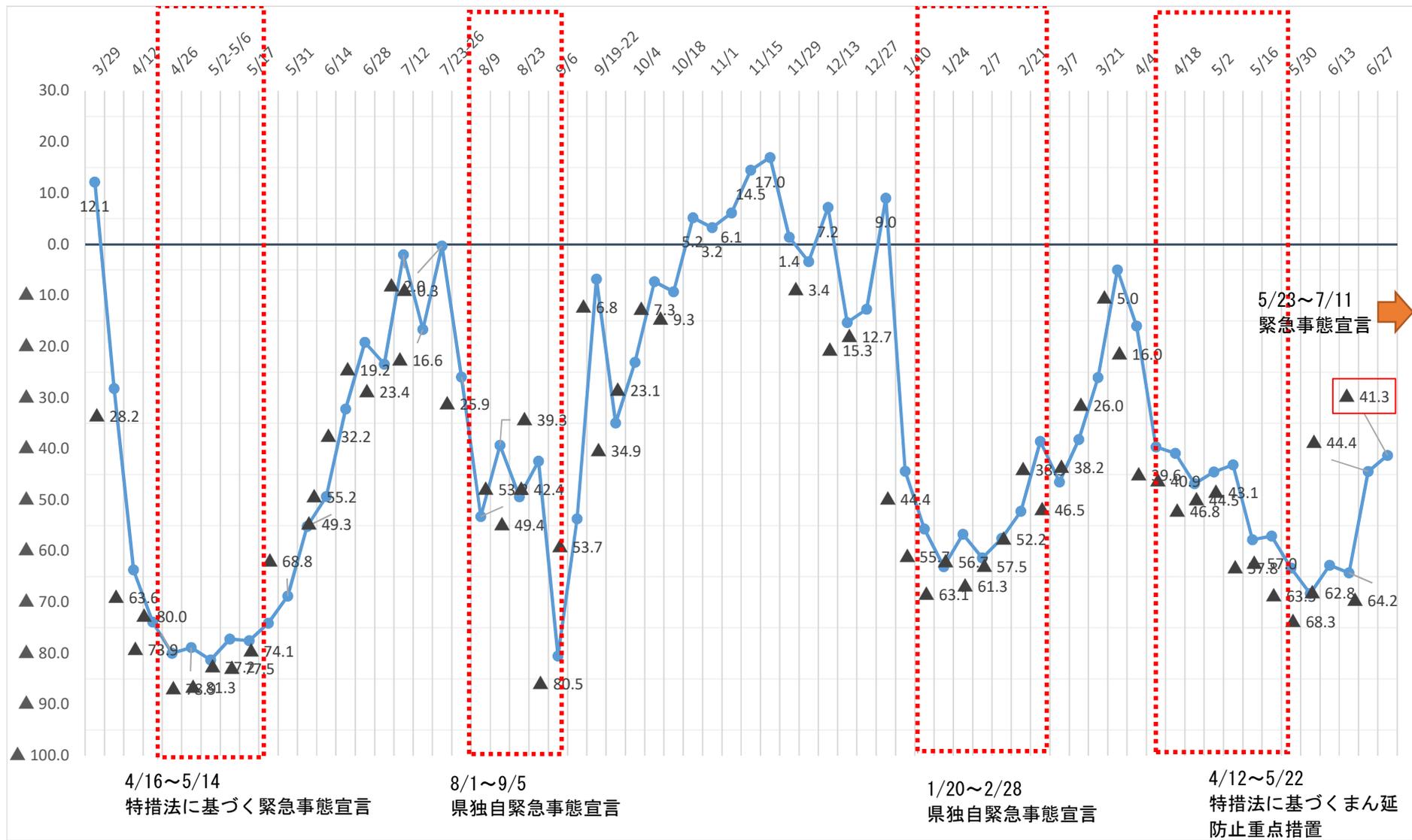
【Ⅰ 繁華街エリア合計：3月21日(土)と比較して各土曜日22時時点】



【Ⅱ 商業エリア合計：3月20日(金祝)と比較して各日曜日15時時点】



【Ⅲ 空港エリア合計：3月20日(金祝)と比較して各日曜日1日単位】



外出自粛要請の効果について
(12月第1週との比較)

【繁華街エリア：12月第1週との比較：各金・土曜日21時時点】

No.	市町村名	地域名	要請開始日	基準日	時短要請なし	21時までの時短要請		20時までの時短要請				休業要請等					時短要請時平均 要請期間（色付き）の 平均	
				12/4・5		3/26・27	4/2・3	4/9・10	4/16・17	5/7・8	5/14・15	5/21・22	5/28・29	6/4・5	6/11・12	6/18・19		6/25・26
1	名護市	みどり街周辺	4月12日	0	▲ 10.1	▲ 21.2	▲ 21.0	▲ 59.1	▲ 47.7	▲ 51.7	▲ 53.7	▲ 58.3	▲ 53.8	▲ 62.4	▲ 61.6	▲ 64.5	▲ 57.3	▲ 57.2
2	沖縄市	中の町・ゲート通り周辺	4月1日	0	▲ 21.7	▲ 34.6	▲ 38.1	▲ 40.3	▲ 36.9	▲ 36.8	▲ 38.5	▲ 42.8	▲ 39.0	▲ 39.8	▲ 40.4	▲ 38.6	▲ 35.7	▲ 38.1
3	那覇市	松山周辺	4月1日	0	▲ 22.2	▲ 29.7	▲ 27.5	▲ 37.8	▲ 39.7	▲ 41.6	▲ 44.4	▲ 45.8	▲ 41.5	▲ 43.1	▲ 43.3	▲ 38.9	▲ 35.1	▲ 39.1
4	〃	久茂地周辺	〃	0	▲ 18.8	▲ 40.4	▲ 32.0	▲ 52.1	▲ 44.2	▲ 53.9	▲ 57.2	▲ 63.6	▲ 61.5	▲ 57.5	▲ 53.8	▲ 51.9	▲ 54.4	▲ 50.9
5	〃	てんぷす那覇周辺 (桜坂・平和通り等)	〃	0	▲ 15.5	▲ 23.0	▲ 25.5	▲ 28.4	▲ 33.3	▲ 35.6	▲ 37.3	▲ 47.9	▲ 43.5	▲ 38.8	▲ 38.5	▲ 42.2	▲ 37.0	▲ 35.3
6	〃	栄町周辺	〃	0	▲ 24.0	▲ 27.2	▲ 20.6	▲ 37.6	▲ 42.6	▲ 42.6	▲ 38.1	▲ 47.5	▲ 42.4	▲ 49.4	▲ 41.0	▲ 41.6	▲ 44.5	▲ 40.2
7	浦添市	屋富祖周辺	4月1日	0	▲ 18.3	▲ 26.1	▲ 21.6	▲ 31.0	▲ 20.4	▲ 33.1	▲ 31.0	▲ 36.8	▲ 35.9	▲ 32.5	▲ 35.6	▲ 33.4	▲ 29.0	▲ 29.8
8	宜野湾市	普天間周辺	4月1日	0	▲ 16.0	▲ 15.4	▲ 16.8	▲ 18.2	▲ 11.0	▲ 14.8	▲ 25.2	▲ 25.8	▲ 21.9	▲ 29.4	▲ 29.4	▲ 27.4	▲ 26.4	▲ 20.6
9	宮古島市	西里通り・下里通り等周辺	4月12日	0	▲ 10.6	▲ 15.9	▲ 17.0	▲ 40.7	▲ 55.8	▲ 57.1	▲ 47.4	▲ 46.7	▲ 55.6	▲ 57.3	▲ 58.7	▲ 56.4	▲ 50.3	▲ 51.9
10	石垣市	美崎町周辺	4月12日	0	▲ 25.3	▲ 12.6	▲ 23.5	▲ 49.5	▲ 51.2	▲ 63.3	▲ 68.6	▲ 85.9	▲ 82.0	▲ 78.5	▲ 78.6	▲ 56.8	▲ 66.7	▲ 63.2
		10地点平均			▲ 18.3	▲ 24.6	▲ 24.4	▲ 39.5	▲ 38.3	▲ 43.0	▲ 44.1	▲ 50.1	▲ 47.7	▲ 48.9	▲ 48.1	▲ 45.2	▲ 43.6	▲ 40.9

【商業エリア：12月第1週との比較：各土・日曜日21時時点】

No.	市町村名	地域名	基準日	3/27・28	必要最小限の外出		不要不急の外出自粛			緊急事態宣言						外出自粛時平均	
			12/4・5		4/3・4	4/10・11	4/17・18	5/8・9	5/15・16	5/22・23	5/29・30	6/5・6	6/12・13	6/19・20	6/26・27		7/2・3
		県内5カ所	0	10.7	▲ 13.4	▲ 21.4	▲ 35.2	▲ 45.1	▲ 47.9	▲ 61.2	▲ 55.3	▲ 58.4	▲ 51.7	▲ 61.6	▲ 47.4	▲ 46.5	▲ 43.9

※ KDDI(KDDI Location Analyzer)のサービスに基づく資料

特措法に基づく緊急事態措置に係る 沖縄県対処方針

実施内容

国による緊急事態措置期間の再延長を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条及び同法第24条により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

区 域

沖縄県全域

期 間

令和3年5月23日（日）～ 8月22日（日）

※7月8日政府が緊急事態措置の期間延長を決定、それを受け同日沖縄県対処方針を変更

※感染状況及び医療提供体制の改善及び緊急事態措置の早期解除を目指す

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

外出自粛要請＜外出及び接触機会を徹底的に削減しましょう＞

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を自粛すること。特に20時以降の外出を控えること
(法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。

◆必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動すること
買い物は代表1人で行くなど混雑を作らない取組もお願いします(法第45条第1項)

◆都道府県間の移動・往来は自粛すること(法第45条第1項等)

オンライン会議の活用等により出張は控える。やむを得ず往来する場合は、必ず事前(3日前程度)にPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後速やかにPCR検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること

◆離島との往来は、自粛すること(法第45条第1項等)

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤並びにワクチン接種等これに準じるものを除き、離島との往来を控えてください。また、やむを得ず離島へ来訪する場合は、事前にPCR検査又は抗原検査を受検し陰性の確認をお願いします。

◆模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)

飲食関係による感染を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も確認していますので、この期間は飲食につながるイベントの自粛をお願いします。

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

要請内容

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請
法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

要請内容

飲食での要請

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること（法第45条第1項）

なお、期間内は時間を問わず酒類提供しないよう要請しているので店舗へ酒類提供を求めず、酒類の店内持込も行わないこと

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること（法第45条第1項）

◆会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を厳に避けること（法第24条第9項）

（感染対策未実施例：店員がマスク未着用、手指消毒用の設備が無い、換気が悪い、席の間隔が狭い、アクリル板の設置が無い、入店時の検温・マスク着用の呼びかけが無い）

◆飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（法第24条第9項）

検温、マスク着用、手指消毒、間隔をあけた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください

沖縄県医療非常事態宣言（法第24条第9項）

●不要不急な救急受診は控えること

体調不良時は、日中のクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用
<沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター：098-866-2129>

●毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を止めること

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

【来訪者（沖縄への来訪を検討している）の皆様へ】

期 間

令和3年5月23日（日）～ 8月22日（日）

協力内容

来訪自粛

◆**県外からの来訪（帰省を含む）について、デルタ株の影響もあることから緊急事態措置期間は自粛してください**

やむなく来訪する場合は、本県入域前（3日前程度から直前まで）に確実にPCR検査又は抗原検査による陰性判定を受けてください。

なお、**国において、夏休み期間中に羽田空港等から沖縄県に向かう航空便の搭乗者のうち、希望者に無料でPCR等検査を実施する方針が示されております。**

来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、**久米島空港（※1）**到着時にPCR検査及び**抗原検査（※2）**を受検できる体制を整備しておりますので、受検ください。

また、来訪後、県民の方との会食等の接触は控えてください。

※県内においては、県内滞在者として法第24条第9項による要請の対象です。
日中を含めて不要不急の外出自粛、特に20時以降の外出はお控えください。

※1 久米島空港は7月16日から運用開始予定

※2 那覇空港において7月中に抗原検査を運用開始予定

【飲食店等への要請】

法第24条第9項：協力要請 法第45条第2項：緊急事態措置としての要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

対象施設

〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
〔遊興施設・結婚式場等〕 バー、カラオケボックス・結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

【酒類又はカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く）及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店】

◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項）

【上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）】

◆営業時間短縮要請 5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項）

◆次の感染防止対策を実施する（法第45条第2項）

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は1 m以上の距離の確保

◆業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）

◆県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力（法第24条第9項）

◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。（法第45条第2項）また、できるだけ1.5時間以内で、少人数（50人または50%のいずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）

※宿泊客等特定客のみの飲食店（ホテルのラウンジ等）は、6/7から要請の対象です。（法第45条第2項）。

※7月12日から協力に応じる店舗についても、協力金の支給対象となります（7/12～8/22の全期間協力に応じた場合に支給）（法第45条第2項）

要請・協力
依頼内容

【イベントの開催についての要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

※7月8日から11日までは周知期間とし、7月12日から適用する。周知期間終了までに販売が開始されたチケットは上限1,000人以下かつ屋内収容率50%以内を満たす場合はキャンセル不要とする。

※上記周知期間後は、人数上限又は収容率上限を超えるチケットの新規販売は行わない。

要請内容

◆全国的な移動を伴うイベントまたは大規模イベント（1,000人超）については、延期または中止を要請する（無観客・オンライン配信の場合は除く）（法第24条第9項）

◆上限人数1,000人以下のイベントについては収容率50%以内で開催することを要請する。ただし、可能な場合には、無観客・オンライン配信・規模縮小・分散開催の検討を要請する。また、感染防止対策が徹底されない場合は、延期または中止を要請する（法第24条第9項）

※各種試験、採用活動等オンライン配信等が困難かつ業務上必要なものの為延期がどうしても難しいイベントについては除く。

※全国的なプロスポーツや国際的な大会については、徹底した感染対策を行っている場合に限り、国対処方針の規模要件で認める場合がある。

イベント実施時の留意事項

◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）

◆営業時間は21時まで（無観客で開催される催物を除く）（法第24条第9項）

◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）

◆催物前後の3密および飲食を回避する方策の徹底（法第24条第9項）

◆国の接触確認アプリ（COCOA）・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート（RICCA）の導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する（法第24条第9項）

◆イベント終了後打上等を控えるよう呼びかけること（働きかけ）

【事業者・経済界への要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

要請内容

- 会議、説明会、営業活動等の回数や人数を7割減（回数・参加人数）
- ◆職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す（働きかけ）
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する（働きかけ）
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する（働きかけ）
- ◆職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を行うこと（法第24条第9項）
 - ・従業員の体調管理を徹底（出勤時の検温等）し、体調不良職員を休ませる
 - ・休憩場所や食事場所など、感染リスクが高い場所を再点検する
 - ・社員寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底する
 - ・事業所の換気を励行する
- ◆自社の従業員に対し、休業要請・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう求めること（法第24条第9項）
- ◆会議、集会、説明会、研修、学会等を延期・オンライン・規模縮小・分散開催すること（法第24条第9項）
- ◆自社の従業員に対し、懇親会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること（法第24条第9項）
- ◆屋外照明（防犯対策上、必要な物等を除く）を夜8時以降夜間消灯すること（働きかけ）

※実施状況を積極的に公表してください

【交通事業者への要請・働きかけ】

要請・協力依頼内容

- ◆主要ターミナルにおいて検温を実施すること（働きかけ）
- ◆航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守するよう要請すること（法第24条第9項）

【各市町村と連携した取組を実施】

依頼内容

- ◆防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ
- ◆飲食店等への巡回（感染防止対策の呼びかけ、休業要請・営業時間短縮要請の徹底を強力に呼びかけ）
- ◆各種施設、公園等の管理者としての取組（路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む）
- ◆発熱時の医療受診方法の周知（不要不急の救急受診抑制、
沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129）
- ◆保育所等
引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の検討を依頼する。

【学校等への要請】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

要請内容

- ◆ 地域の感染状況を踏まえ、時差登校等を検討する。
小中学校は、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断するよう市町村教育委員会に依頼
- ◆ 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動及び学生寮での感染防止対策を徹底
- ◆ 学校行事（運動会、体育祭、修学旅行、宿泊学習等）の延期、縮小
- ◆ 幼児児童生徒に対して、通学以外の不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合は登校しないよう指導
- ◆ 学級閉鎖等の場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う
- ◆ 就職・進学等に伴う活動については、感染症対策を徹底した上で実施する。
- ◆ 学校の部活動は原則中止
ただし、九州・全国大会に係る大会等に出場する場合や夏期休業期間中は、時間・人数を制限して認める場合がある。なお、屋内かつ接触を伴う競技についてはより厳格に取り扱う
- ◆ 「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施のための支援を行う。
- ◆ 大学、専門学校等は原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避
- ◆ 大学は学生に対し、感染リスクが高い以下の行動を自粛するよう指導すること
 - ・ 休業要請・営業時間短縮を要請した飲食店等への出入り
 - ・ 大人数での行動や、バーベキューや友人宅等での飲酒

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間 令和3年5月23日（日）～ 8月22日(日)

要請・協力依頼内容	対象施設 (特措法施行令第11条)	内訳	要請・協力依頼内容
	劇場等（第4号）	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>イベント開催の場合は営業時間を5時から21時まで時短（法第24条第9項）</u>
	集会場又は公会堂（第5号）	集会場、公会堂	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>人数上限1,000人以下かつ収容率50%以内（法第24条第9項）</u> ■ 入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項） ■ 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（働きかけ）
	展示場（第6号）	展示場、貸し会議室、文化会館、多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ■ 酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）
	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）（第8号）	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 映画上映はイベント同様に扱い21時までの時短（1,000㎡超は法第24条第9項） ■ イベント開催以外の場合は20時までの時短（1,000㎡超は法第24条第9項） ■ 結婚式を行う場合は、飲食店と同様の要請に従うこと（法第45条第2項） できるだけ短時間（1.5時間以内）で、少人数（50人以下または収容定員50%いずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）

※沖縄県の要請に応じた大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡超え）等に対する協力金の支給対象には、県ホームページ（大規模施設等に対する協力金）でご確認ください（対象外の施設あり）。

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間 令和3年5月23日（日）～**8月22日(日)**

要請・協力依頼内容

対象施設（特措法施行令第11条）

内訳

要請内容

商業施設
（生活必需物資を除く）（第7号）

大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店（食品、衣料品、医薬品、雑貨、燃料等生活必需物資を除く）

■（床面積1,000㎡超の施設）営業時間を5時から20時までの時短（法第24条第9項）

■（床面積1,000㎡以下の施設）営業時間を5時から20時までの時短（働きかけ）

運動・遊戯施設（第9号）

体育館、スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等（屋内施設）

■入場者の整理誘導等の徹底（法第24条第9項）

博物館、美術館等（第10号）

博物館、美術館等（図書館を除く）

■セール等の集客イベントの延期又は中止（法第24条第9項）

遊興施設（第11号）

性風俗店、デリヘル、個室ビデオ店、ライブハウス、場外馬（車・船）券場

■整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知（働きかけ）

サービス業（生活必需サービスを除く）（第12号）

スーパー銭湯、エステサロン、写真屋など（理美容、クリーニング屋、不動産屋など生活必需サービスを除く）

■酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）

■イベント開催の場合は21時までの時短（法第24条第9項）

■フードコートでは、席と席の間隔を1m以上あけるか
アクリル板等を設置すること（法第24条第9項）

■ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の検温及び定期的な消毒を行うこと（法第24条第9項）

※沖縄県の要請に応じた大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡超え）等に対する協力金の支給対象は、県ホームページ（大規模施設等に対する協力金）でご確認ください（対象外の施設あり）

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～ 8月22日（日）

要請・
協力依頼
内容

対象施設（特措法施行令第11条）

要請・協力依頼

保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設
（第2号）

- ・感染リスクの高い活動等の制限（働きかけ）
- ・適切な感染防止対策の協力を要請（法第24条第9項）

葬祭場（第5号）

- ・酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む）の停止（働きかけ）

図書館（第10号）

- ・入場者の整理誘導等を徹底（法第24条第9項）

ネットカフェ・漫画喫茶※、銭湯、理容室、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など（第12号）
※ネットカフェ・漫画喫茶のうち夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当の場合

- ・入場者の整理誘導等の徹底（法第24条第9項）
- ・店舗で飲酒につながる酒類提供停止（利用者による酒類の持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛（働きかけ）

自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室など（第13号）

- ・オンライン活用等の働きかけ（働きかけ）

公共施設

■**県立施設（屋内）は、原則休館とする。ただし博物館、美術館、図書館等（第10号）の施設で感染対策が取られている場合は、開館時間を20時までとし収容率50%以内とするよう入場制限を行う。**市町村にも同様の取扱を働きかける。

重点検査の拡充

1. 高齢者施設の従事者に対する検査

感染拡大地域における検査の頻回実施(2週に1回程度)、抗原定性検査の導入

2. 歓楽街における集中検査の延長・拡大

飲食店従業員向けの集中検査を延長実施、歓楽街での拡大に応じて集中検査を拡大

3. モニタリング調査の促進

対象者を拡大し、幅広く検査を実施、保育所・幼稚園等職員の定期検査の実施

4. 県独自の検査事業の推進・強化

希望者PCR検査、エッセンシャルワーカー定期検査の推進(障害者施設職員の追加)、
那覇空港PCR検査、本土直行便のある離島空港PCR検査の実施

5. 変異株検査の拡充

衛生環境研究所での検査体制の拡充、民間検査機関との連携による拡充、デルタ株(インド株)検査の実施

6. 学校PCR支援チームの設置

学校関係者に感染者が発生した場合、クラス単位等の接触者を対象とした迅速なPCR検査の実施

新型コロナウイルスワクチン接種の促進

県内の感染状況の早期改善を図るため国に対しワクチンの迅速な提供を求めるとともに
下記の取組を進める

1. 市町村のワクチン接種に対する支援

接種の遅れている市町村等に対し、専属の市町村支援チームによる支援の実施
ワクチン接種副反応対応コールセンターの設置 離島市町村への派遣医療従事者の調整支援

2. 新型コロナウイルスワクチン広域接種センターの設置

市町村の高齢者向けワクチン接種を補完
県による広域ワクチン接種センターの設置(沖縄コンベンションセンター、県立武道館等)

3. エssenシャルワーカーに対する接種の推進

警察官、消防士、保育士、幼稚園・小中高校の教諭等のエssenシャルワーカーに対する接種を県の広域接種センターや、市町村において推進

4. 職域接種の推進

各業界団体等と連携し、国に対し申請中の職域接種の速やかな承認とワクチンの提供を求め、県内の職域接種を推進

医療提供体制の整備



1. 入院病床の確保

重点医療機関等(23病院→25病院)を増設

重点医療機関等に要請し病床536床→**713**床を確保

病床確保のため、コロナ回復者の受入促進を図る協力金を創設

2. 軽症者向け宿泊療養施設の確保

那覇市内に**3**ヶ所(計**410**室)、北部地区(30室)、宮古地域(73室)、八重山

地域(50室)の計563室を確保

3. 自宅療養者へのフォローアップ体制

県コロナ本部内に「自宅療養健康管理センター」を設置し、看護師などによる健康観察や相談、配食支援、医療資器材の貸与を実施

4. 看護師・保健師を募集中(看護協会ナースセンター:098-888-3127(3128))

沖縄県感染防止対策認証制度



1. 概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大を防ぐため、飲食店等に対する感染防止対策認証制度を構築し、安全安心な店舗を「つくる・まもる・ひろめる」の県民運動を推進

2. 認証制度の対象店舗

食品衛生法の許可を取得した飲食店（デリバリー、テイクアウト専門店は対象外）

3. 認証取得店へのインセンティブ措置

認証取得の先着1,200店舗へのCO₂センサー配布

認証を取得した150席以上ある店舗・施設への感染対策補助金

緊急事態宣言解除後のまん延防止等重点措置区域における酒類提供の要件化

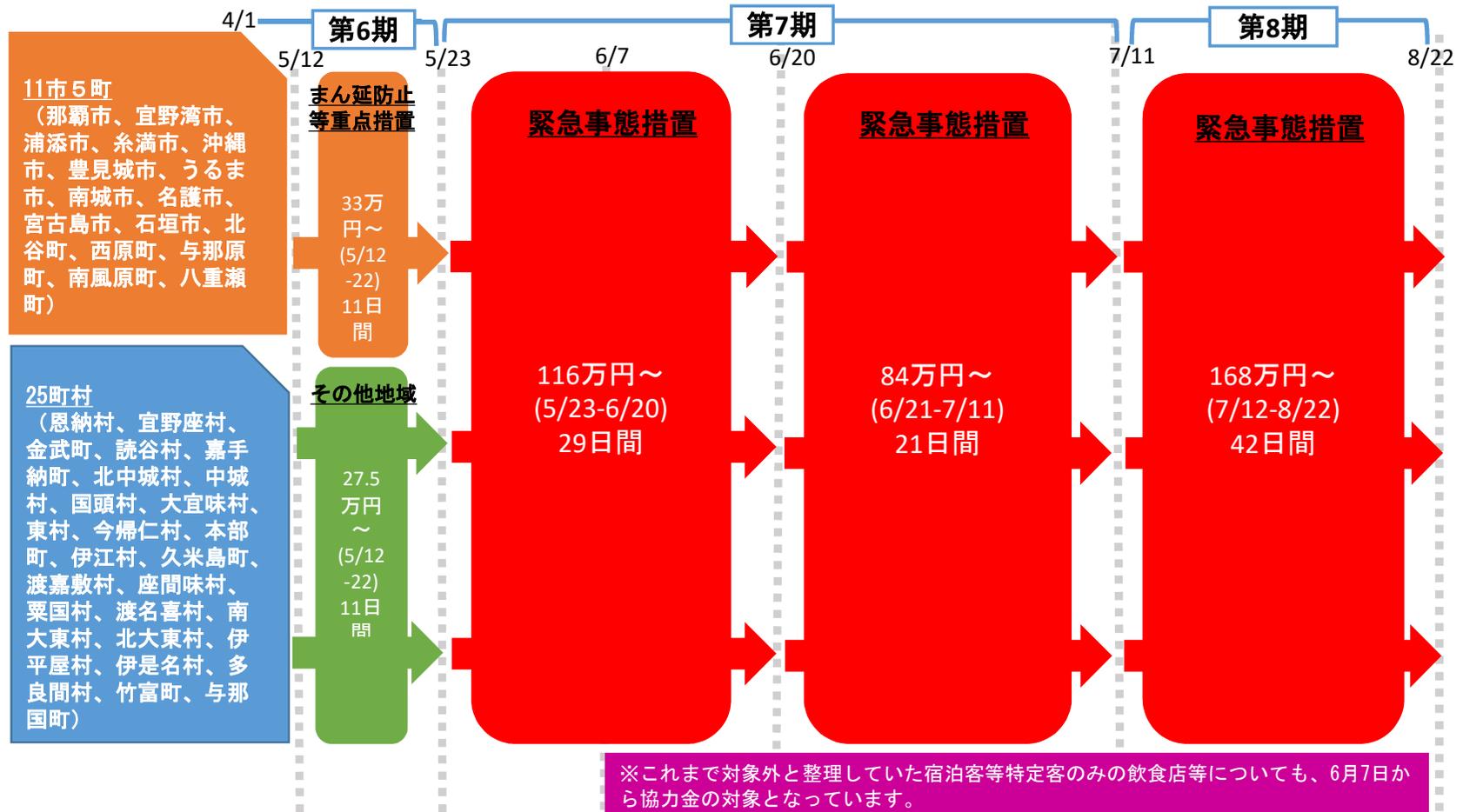
4. 申請や制度について（沖縄県感染防止対策認証制度事務局：050-5526-3041）

うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止対策協力金について

- 第6期協力金の支給状況(7月6日時点)は、申請件数(事業者数):10,749件、支給件数:5,778件(約57.8%)、疑義対応中:2,305件(約21.4%)等となっており、引き続き、早期支給に向け、取り組んでまいります。
- 第6期協力金の申請受付は、**7月15日(木)まで**です。お早めに申請頂くようお願いします。
- 第7期協力金は、**7月19日(月)**から申請受付を開始します。
- 協力金支給されるまでの間のつなぎ資金については、各金融機関で相談を受け付けております。

【算定方法「特措法に基づく緊急事態措置」】

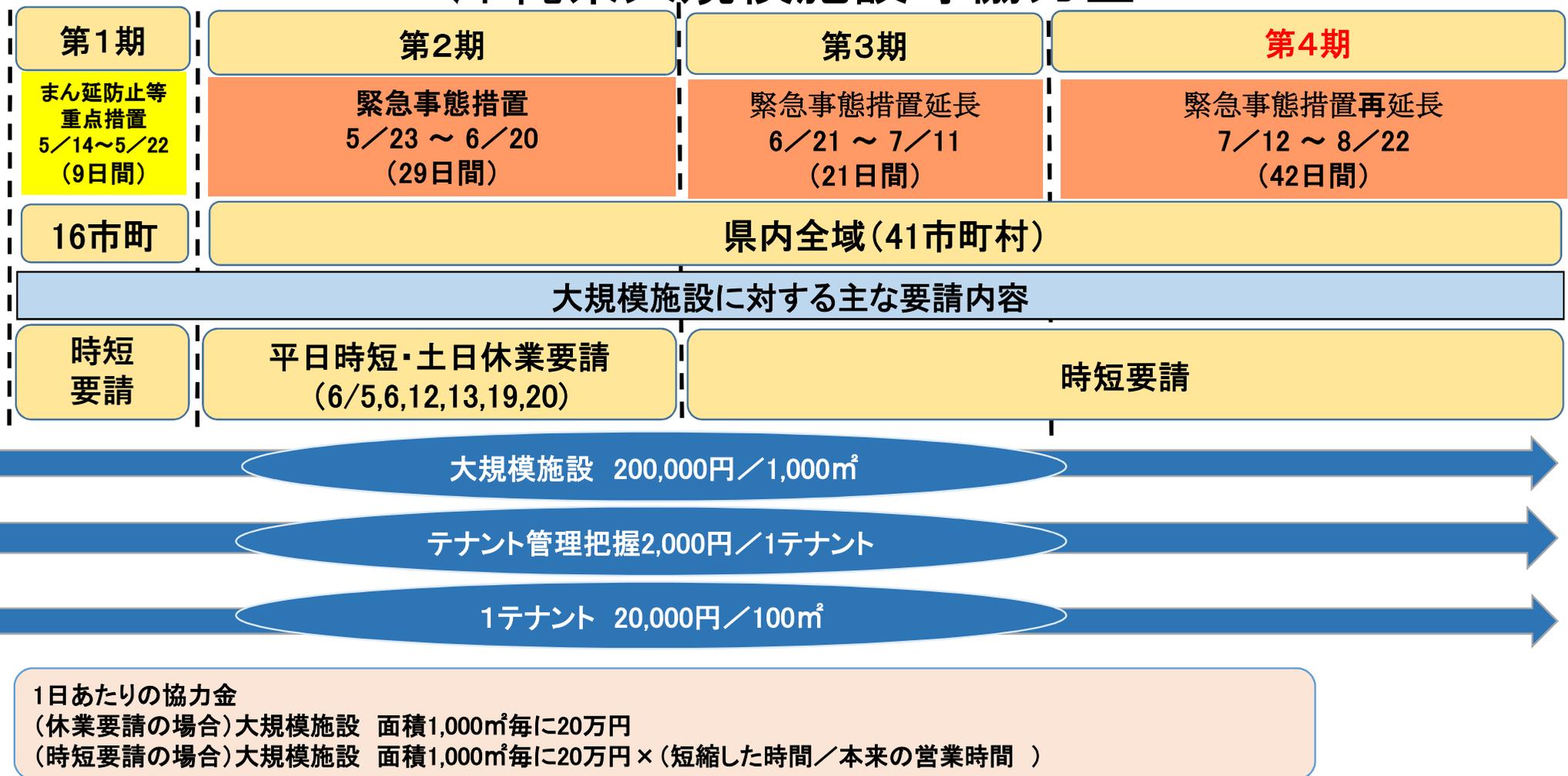
- 中小企業(売上高方式)：売上高に応じて4~10万円/日
- 大企業(売上高減少方式)：売り上げ減少額の4割、上限20万円/日(中小企業も選択可)



【令和3年度】

商工労働部感染防止経営支援課Tel098-917-2872

沖縄県大規模施設等協力金



協力金申請受付期間(第1期、第2期、第3期分)令和3年7月12日(月)~令和3年8月27日(金)

緊急事態措置に係る沖縄県対処方針（飲食店巡回）

【飲食店等への要請】

- ◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）
- ◆営業時間短縮要請 5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）

対象施設

飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

遊興施設・結婚式場等

- バー
- カラオケボックス・結婚式場等での食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

非協力店舗

ホテルのラウンジ等

(1) 店舗への協力要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条2項)

194店舗

(令和3年7月6日時点)



(2) 状況確認



(3) 命令 (同法第45条3項)

134店舗

(令和3年7月6日時点)

(4) 命令違反の確認

(5) 裁判所に命令違反を通知 (過料の通知)

緊急事態宣言下（警戒レベル第4段階）の具体的実施内容
（沖縄県対処方針）

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

（令和3年7月〇日時点）

項目	実施内容
1. 公立学校	
(1) 県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の感染状況を踏まえ、時差登校を検討する。 ○ 衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する ○ 学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）を延期、縮小する ○ 幼児児童生徒に対し、不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合には登校しないよう指導する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。 ○ 就職・進学等に伴う活動については、感染症対策を徹底した上で実施する。 ○ 部活動は原則中止する。ただし、九州・全国大会に係る大会等に出場する場合や夏期休業期間中は、時間・人数を制限して認める場合がある。なお、屋内かつ接触を伴う競技についてはより厳格に取り扱う。 ○ 「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施のための必要な支援を行う。
(2) 市町村立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校については、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断するよう市町村教育委員会に依頼する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。
2. 県内大学	
(1) 県内大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避していただく。 ○ 休業要請・営業時間短縮要請に応じていない飲食店等への出入りや、大人数での行動・バーベキューや友人宅等での飲酒を自粛するよう学生に徹底していただく。
(2) 県立看護大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和3年5月に「沖縄県立看護大学新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針」を策定した。 ○ 県の警戒レベルが第4段階であり、同指針により最高レベルの取組を実施している。以下主な取組。 1 構内立ち入り制限の基本方針 原則、入構禁止 2 教育活動について <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業等については、原則として遠隔授業。但し、演習など対面でないと困難な授業については対面での講義は可。演習、実習については、準備が整い次第、順次遠隔授業に移行する。 ○ 学外活動については、全面禁止。学生の課外活動については、全面禁止。但し、オンラインを活用し、対面とならない場合は可。 3 研究活動について <ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員については、原則、研究を停止。感染拡大防止措置を講じた上で、継続を必要とし、安全が確認された場合に限り研究を実施。 4 大学運営について <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務については、在宅勤務等を活用した勤務態勢を実施。会議は原則遠隔実施、但し、必要時に大学運営等の会議を対面可。
(3) 県立芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。
(4) 県立農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育活動については、感染防止対策を徹底するとともに、原則として以下の対応を予定 <ul style="list-style-type: none"> a 講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施し、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室を活用した授業の実施により密を回避する。 b 実習については、分散形式で実施する。 ○ 課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。

3. 高専、私立学校等	
(1)私立幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
(2)私立小中高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(3)専修学校・各種学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。 ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 懇親会や飲み会などについて、県民への要請を踏まえ学生等への注意喚起を要請する。
(4)職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で訓練を継続する。地域の感染状況によっては、オンライン訓練の活用や訓練時限数の短縮により訓練を継続する。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。 ○ 訓練生等に対し、懇親会や飲み会、不要不急の外出自粛を要請する。
(5)消防学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防学校においては、感染防止対策を徹底した上で、教育訓練を実施する。 ○ 教育訓練、寮生活における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。 ○ 体調不良等の学生について、リモート授業等を実施し、卒業に必要な履修時間を確保する。 ○ 外泊時においても感染防止を徹底し、不要不急の外出を控えるよう指導する。
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。
②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
③通所・短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
④訪問サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
⑥面会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、中止を要請。

(2)保育所・放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村に対し、引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討するよう依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
5. その他の公共的施設	
(1)社会教育施設	
①県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月12日(月)から利用サービスの一部を制限の上、開館する。 ・ 利用者に対し滞在時間の短縮を求める。 ・ 座席数削減、各居室の収容人数及びインターネット利用時間を制限する。 ・ 自主学習席は利用を休止する。 ・ 自主イベントは延期又は中止し、他主催イベントについては、延期又は中止を要請する。 ○ 図書資料宅配サービス(利用者費用負担)は継続する。
②青少年の家	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月12日(月)から地域の感染状況を踏まえた上で、施設利用の一部を制限し、利用者の受け入れを再開する。 ○ ただし、活動人数、活動方法など感染対策を十分に行える範囲のものに限る。
③埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月13日(火)から感染対策を徹底し、入場制限を行い開所する。 ○ イベント等については感染対策マニュアルに基づいた感染対策を徹底し人員制限を行い実施する。
④地域環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月12日(月)から当面の間、感染防止対策を徹底し、収容率50%以内とするなど県の対処方針に基づいて入場制限を行った上で開館する。 ○ 各種講座については、「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で行う。
⑤博物館・美術館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月13日(火)から感染防止対策を徹底した上で開館する。(一部施設は当分の間休室) ○ 感染拡大予防ガイドライン等に基づき感染防止対策を徹底した上でイベントを実施する。
⑥沖縄空手会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で開館(専用利用のみ)する。 ○ 施設利用者には、感染拡大予防ガイドラインに基づいて3密回避及び手指消毒等の注意喚起を行う。 ○ 3密対策として、施設の利用人数の制限を実施する。
⑦沖縄県平和祈念資料館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月12日(月)から当面の間、「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上、収容率50%以内で運営する。
⑧公文書館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月13日(火)から、感染拡大予防ガイドラインに基づき、閲覧室及び展示室への入室制限を実施の上、開館する。

(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 7月12日(月)から当面の間、感染防止のため施設の利用制限を実施する。
②奥武山総合運動場	○ 7月12日(月)から当面の間、屋内施設の利用を原則停止する。 ○ 屋内施設の利用について、既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止又は延期ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 屋内施設の利用にかかる緊急事態宣言措置期間の利用分について、新規予約受付を停止する。 ○ 屋内施設の利用については、国民体育大会等に出場する場合の練習等に限り、時間・人数を制限して認める場合がある。 ○ 屋内・屋外を問わず、施設を利用する場合にあたっては、各種ガイドラインに沿って、十分な感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。
③美ら海水族館	○ 7月12日(月)から当面の間、美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域について感染防止対策を徹底し、収容率50%以内とするなど県の対処方針に基づいて入場制限を行った上で開館する。
④首里城公園	○ 7月12日(月)から当面の間、首里城公園については、感染防止対策を徹底し、収容率50%以内とするなど県の対処方針に基づいて入場制限を行った上で開館する。
⑤県営8公園施設	○ 7月12日(月)から当面の間、陸上競技場、プール等、条例で定められている有料施設のうち屋内施設については原則閉鎖とする。また、同有料施設のうち屋外施設については、感染防止対策を徹底し、収容率50%以内とするなど県の対処方針に基づいて入場制限を行った上で開館する。 ○ イベントについては、県の対処方針に基づいた対応とするよう要請する。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付し、県公園と同様の対応を要請する。
⑦平和創造の森公園	○ 7月12日(月)から当面の間、有料施設のうち屋外施設については、感染防止対策を徹底し、収容率50%以内とするなど県の対処方針に基づいて入場制限を行った上で開園する。備品貸出については、「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上で貸し出しを行う。
(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
②万国津梁館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
③沖縄県総合福祉センター	○ 7月12日(月)から当面の間、「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上、収容率50%以内で運営する。施設の運営時間は、夜8時までとする。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 7月13日(火)から当面の間、「感染拡大予防ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底した上、収容率50%以内で運営する。施設の運営時間は、夜8時までとする。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。